

要配慮者利用施設の

避難確保計画作成に係る説明会

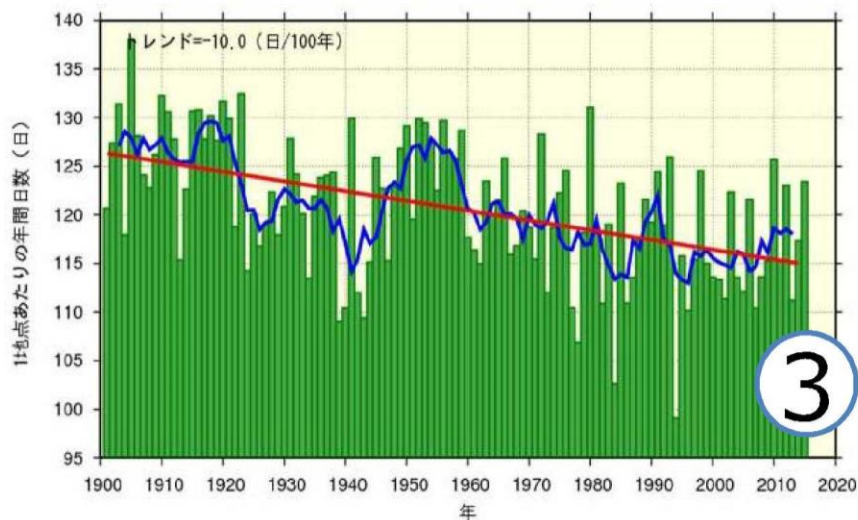
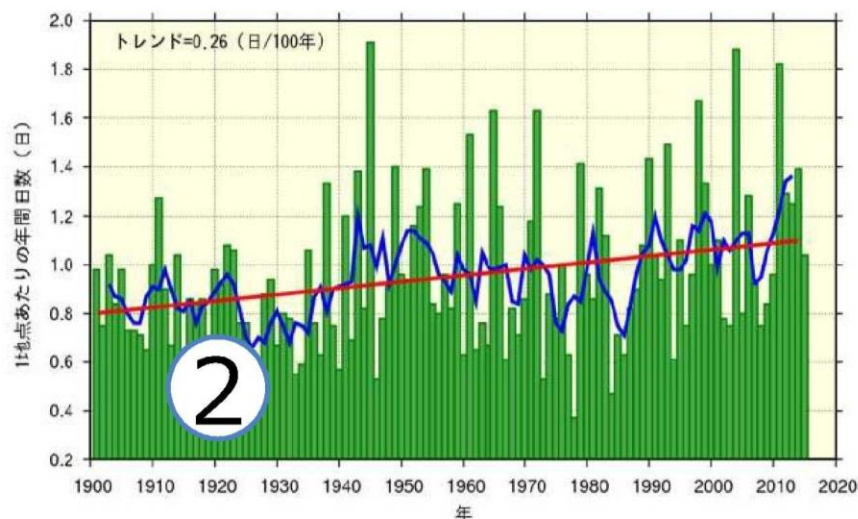
日時：令和2年11月17日（火）

場所：多度津町役場2F 第1会議室

1. 風水害による被害の頻発

◇近年、「非常に激しい雨」や「大雨」の頻度は増加傾向にある。【①・②】

◇年間の降雨日数は減少傾向にあり、気候の変化によるリスクの高まりが懸念される。【③】



- ① 1時間50ミリ以上の激しい雨
(年間発生回数)
- ② 1日に100ミリ以上の大雨
(年間日数)
- ③ 年間の降雨日数
(日降水量1ミリ以上)

1. 風水害による被害の頻発

H29年7月九州北部豪雨



大分県日田市小野地区 斜面崩壊

写真:九州地方整備局

H27年9月関東・東北豪雨



孤立者を救助するヘリ

破堤箇所

鬼怒川

茨城県常総市 鬼怒川破堤

写真:国土交通省

H21年7月中国・九州北部豪雨



山口県防府市 土砂災害

写真:中国地方整備局

H28年8月 台風10号



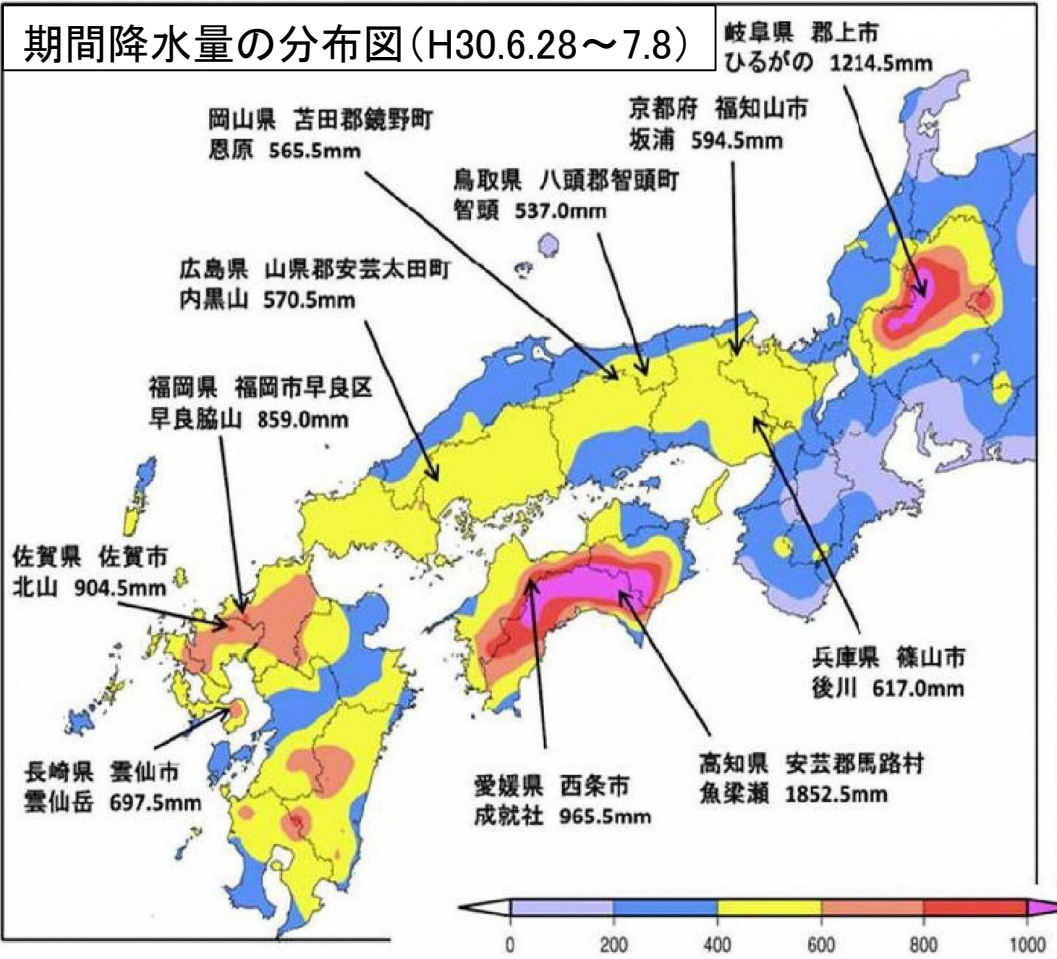
岩手県岩泉町 小本川

写真:国土交通省 2

1. 風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

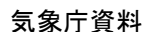
- ◇西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨
- ◇期間中の総降水量は四国地方の多い地域で1,800mm超



平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

The map displays the following cities and their population values (where visible):

- 広島 (Hiroshima): 261.5
- 山口 (Yamaguchi): 31.0
- 下関 (Shimonoseki): 398.0
- 多度津 (Mido): 408.0 (highlighted with a red box)
- 倉敷 (Kure): 294.5
- 岡山 (Okazaki): 338.5
- 高松 (Takamatsu): 311.5
- 香南 (Kannan): 314.5
- 龍王山 (Ryūōsan): 286.0
- 財田 (Saijō): 400.0
- 引田 (Ikuta): 237.0
- 南淡 (Nantan): 337.0
- 洲本 (Sumoto): 456.0
- 郡家 (Kōnō): 326.5
- 明石 (Akashi): 330.0
- 家島 (Ikejima): 247.5
- 虫崎 (Mushiaki): 312.0
- 内海 (Ukai): 266.5
- 岡山 (Okazaki): 338.5
- 日応寺 (Nichōji): 287.5
- 高梁 (Takahashi): 371.0
- 吉備中央 (Kibi Chūō): 363.5
- 陣山 (Jinryama): 400.0
- 佐屋 (Saiya): 425.0
- 油木 (Aburahi): 426.0
- 上下 (Shimoji): 403.5
- 府中 (Fuchū): 403.5
- 福山 (Fukuyama): 410.5
- 東城 (Tōjō): 415.0
- 道後山 (Michiatsu): 422.5
- 茶屋 (Chaya): 305.5
- 横田 (Yokota): 298.0
- 伯太 (Hatake): 259.5
- 米子 (Yamaguchi): 243.5
- 塩津 (Shioetsu): 225.5
- 倉吉 (Kure): 285.0
- 青谷 (Aoyama): 264.5
- 湖山 (Kushima): 308.5
- 岩井 (Iwai): 294.0
- 温泉 (Onsen): 343.5
- 豊岡 (Toyooka): 366.0
- 八鹿 (Yatsuoka): 468.0
- 大屋 (Ōya): 521.5
- 和田山 (Wada-san): 444.5
- 生野 (Ikuno): 538.0
- 一宮 (Ichinomiya): 468.5
- 今岡 (Imaoka): 422.0
- 佐用 (Saiyō): 358.0
- 上郡 (Kamijō): 362.5
- 和氣 (Waki): 322.5
- 赤磐 (Akaiwa): 315.0
- 福渡 (Fukudate): 328.0
- 旭西 (Asahi-ishi): 385.5
- 下皆部 (Shimo-kaiibu): 429.5
- 新見 (Shinmi): 446.5
- 千屋 (Chiyaya): 431.5
- 大山 (Ōyama): 296.5
- 江尾 (Ebi): 289.0
- 関金 (Sekigane): 333.5
- 上長田 (Ue-nagata): 373.5
- 富 (Tomonari): 490.0
- 久世 (Kuse): 437.0
- 津山 (Tsuyama): 440.0
- 奈義 (Nanyi): 421.5
- 智頭 (Chidō): 507.5
- 若桜 (Wakayama): 447.0
- 忍原 (Ninohara): 482.5
- 佐治 (Saiji): 390.0
- 鹿野 (Kano): 390.0
- 香住 (Kasumi): 271.0



◇また、下の写真は岡山市の被害の様子であり、河川が氾濫し大きな浸水被害が発生した。



写真：岡山市

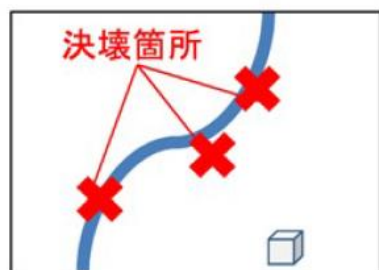
2. 水害リスクの最近の動向：降雨条件を「想定最大」とした浸水区域

- 気候変動により頻発化・激甚化する水災害に対応するため**想定される最大規模の降雨を前提**として、洪水時に浸水が想定される区域（**浸水想定区域図**）を河川管理者（国や県）が指定・公表することとなった。（平成27年5月の水防法一部改正）
- 平成28年7月以降、全国の一級河川及び二級河川で順次公表されている。

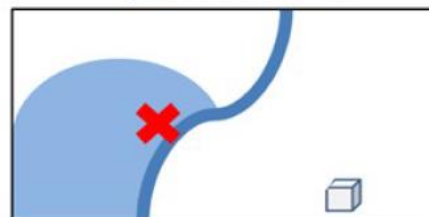
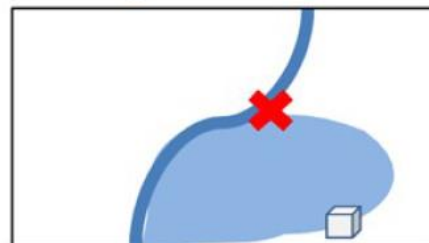
洪水浸水想定区域図の作成手順



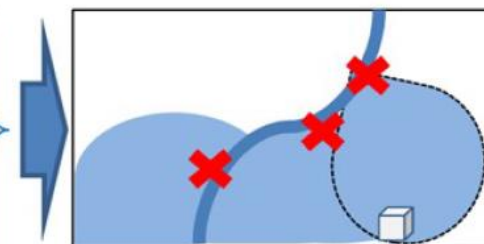
想定する降雨量で
川に流れ出る量を計算



複数の決壊箇所を想定

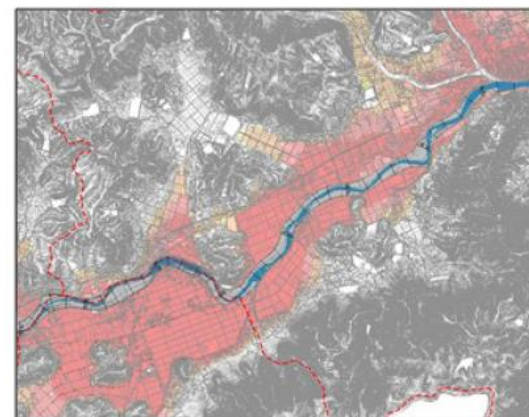


破堤点別に決壊した
シミュレーションを実施



破堤点別の浸水結果で
その場所で最大となる浸水深
を表示

【イメージ図】洪水浸水想定区域図



2. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

- 西日本豪雨で浸水した範囲とハザードマップの範囲は、概ね同じ
- 災害リスクを「知っている」ことが、実際の避難行動に繋がらないことが課題

 : ハザードマップで公表されていた浸水範囲

西日本豪雨時に浸水していたと考えられる範囲と浸水深



- 避難確保計画を作る際に災害時のことを考えることが必要。
- 作った計画を活用し、災害に備える訓練など取組の継続が大切。

3. 洪水時に想定される浸水範囲等の情報【香川県】

■香川県が管理する河川の浸水想定区域図は、香川県のHPで公表している。

香川県 浸水想定区域

検索

香川県の河川

お問い合わせ
香川県土木部河川砂防課河川グループ
電話：087-832-3540
FAX：087-806-0209
メール：kasensabo@pref.kagawa.lg.jp

トップ 香川の河川概要 過去の水害実績 河川整備基本方針・河川整備計画・河川維持管理計画 河川事業 河川環境
浸水想定区域図 パートナースhip事業 河川・海洋の整備普及啓発事業 水難事故防止 香川県大規模氾濫等減災協議会
ホーム > 防災・安全・安心 > 防災・災害対策 > 香川の河川ホームページ
トップ > 浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図

公開日：2020年3月27日

香川県管理河川の洪水浸水想定区域等

香川県では洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑な避難を図るため、水防法第14条第1項の規定に基づき、洪水浸水想定区域図を公表しています。

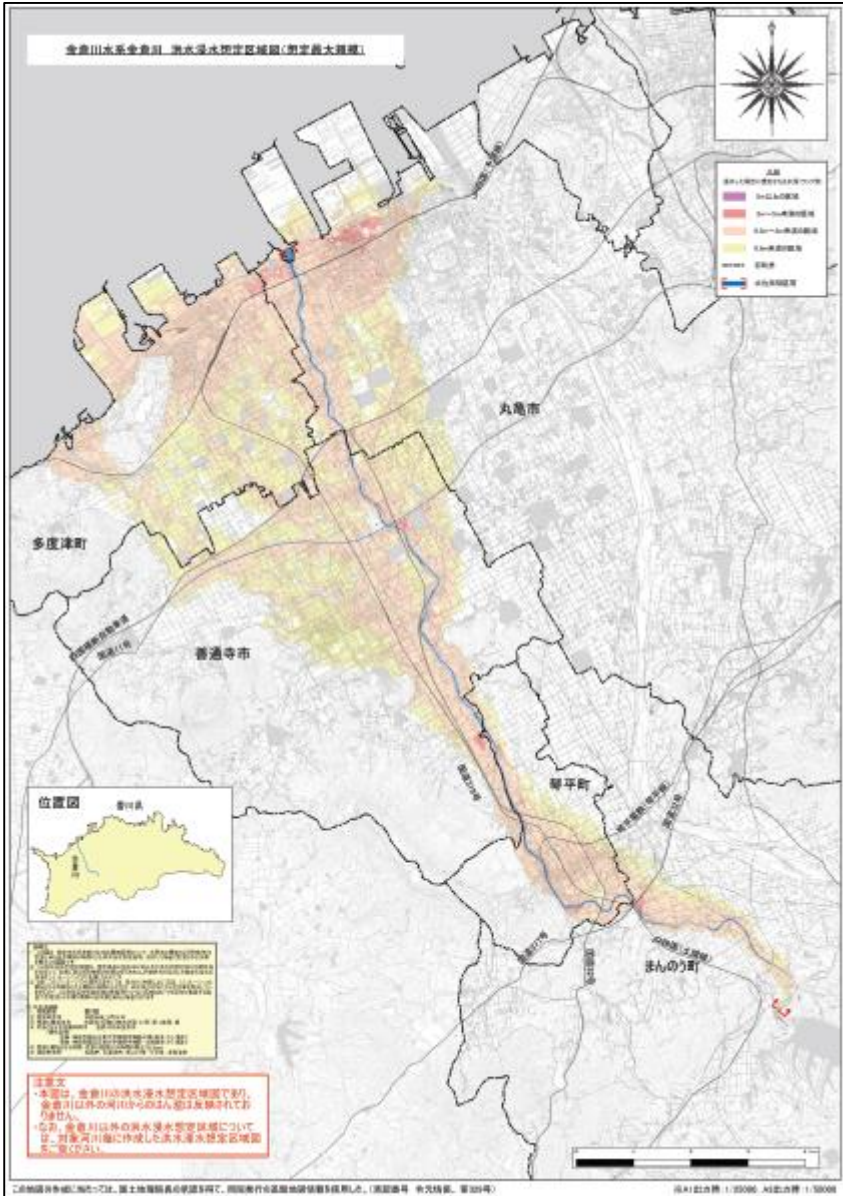
河川	洪水浸水想定区域図（計画規模）	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	浸水継続時間図	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定区域図（沿岸浸食）	公表日	管轄
本津川水系本津川	洪水浸水想定区域図（計画規模）	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	浸水継続時間図	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定区域図（沿岸浸食）	平成31年3月26日	香川県 綾川町
綾川水系綾川	洪水浸水想定区域図（計画規模）	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	浸水継続時間図	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定区域図（沿岸浸食）	令和2年3月27日	丸亀市 坂出市 宇多津町 綾川町
大東川水系大東川	洪水浸水想定区域図（計画規模）	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	浸水継続時間図	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定区域図（沿岸浸食）	令和2年3月27日	丸亀市 坂出市 宇多津町
金倉川水系金倉川	洪水浸水想定区域図（計画規模）	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	浸水継続時間図	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定区域図（沿岸浸食）	令和元年12月26日	丸亀市 善通寺市 坂出市 多度津町 まんのう町
高瀬川水系高瀬川	洪水浸水想定区域図（計画規模）	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	浸水継続時間図	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定区域図（沿岸浸食）	令和元年12月26日	三豊市
財田川水系財田川	洪水浸水想定区域図（計画規模）	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	浸水継続時間図	家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定区域図（沿岸浸食）	令和元年12月26日	観音寺市 三豊市

洪水浸水想定区域（工事中を含む）については、かがり防災GIS（外部サイト）でもご覧いただけます。

区域図の閲覧

洪水浸水想定区域図等は、香川県土木部河川砂防課、土木事務所（当該土木事務所管内の河川に限る）及び関係市町役場で閲覧することができます。

国管理河川の洪水浸水想定区域図



4. 施設周辺の水害リスクをまとめて確認する

【重ねるハザードマップ】

■国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」では、洪水時に想定される浸水深や土砂災害リスクの分布状況をまとめて確認できる。

重ねるハザードマップ

検索

施設の住所を入力（地図から探すこともできます）

国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～

ポータルサイトの「重ねるハザードマップ」

新着情報
区間）が確認できるようになりました

重ねるハザードマップ
～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

地図を見る

場所を入力
例：茨城県つくば市北郷1／国土地理院

表示する情報を選ぶ

洪水(想定最大規模)
洪水(計画規模)はこちら

土砂災害

津波

道路防災情報

※掲載データに関する留意事項

わがまちハザードマップ
～地域のハザードマップを入手する～

各市町村が作成したハザードマップへリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

地図で選ぶ

まちを選ぶ
都道府県 市区町村

〇〇市ハザードマップ「〇〇版」

重ねるハザードマップ
～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴などを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

②検索

①住所を入力(例:市役所)

場所を入力
〇〇〇〇〇〇

※地名検索は大字までの対応です

表示する情報で選ぶ

洪水(想定最大規模)
洪水(計画規模)はこちら

土砂災害

津波

道路防災情報

※掲載データに関する留意事項

5. 避難確保計画の作成方法について

■避難確保計画の作成方法については、大きく分けて次のとおり。

①既存の計画に追記する場合

消防計画等の既存の計画に必要な事項を追記し、避難確保計画とする方法

②新規で作成する場合

国土交通省ホームページで公開している「避難確保計画作成の手引き」の解説編・様式編を活用し作成する方法

①既存の計画に追記する方法について

消防計画に追記する例(洪水の場合)・・・以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(設置する場合)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③防災体制の項目を追加(解説編 P12～参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④避難誘導の項目を追加(解説編 P25～参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(解説編 P40参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(解説編 P41参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できる。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時には、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、…	情報伝達係、避難誘導係、…
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、…	避難誘導係、…

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

(1) 避難場所・経路

- ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
- ・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。

(2) 避難誘導方法

- ・施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
- ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする…等

項目を追加

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時的避難のための水・食料・寝具・防寒具

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

①既存の計画に追記する方法について

目 次

第1章 総則.....	2
第1節 目的.....	2
第2節 防火管理者の権限及び業務等.....	2
第3節 火気使用制限等.....	3
第2章 予防管理対策.....	5
第1節 予防管理組織等.....	5
第2節 火災予防に関する点検・検査及び結果報告.....	5
第3節 震災予防措置.....	6
第4節 防災教育.....	6
第3章 自衛消防活動対策.....	8
第1節 自衛消防組織.....	8
第2節 権限及び任務.....	8
第3節 自衛消防活動.....	8
第4節 地震時等の活動.....	9
第5節 訓練.....	10
第6節 南海トラフ地震対策.....	10
第4章 洪水（・土砂災害）対策.....	14
第1節 自衛水防組織.....	14
第2節 洪水時の体制.....	14
第3節 平常時の体制.....	14
別 表.....	15

・洪水（土砂災害）の項目を追加する。
・既存の項目に追加する方法もあるので、策定済みの計画形態を考慮したうえで追記する。

①既存の計画に追記する方法について

第 1 章 総則

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、多度津大学における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害予防及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

- ・計画目的に赤字部分を加える。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消訪計画に追記する例 → 以下のc事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく
洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

◎ 占家宅时知催小两口之治相 (九思士之治人)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 出なお、各條條の判断で自衛消防組織など既存の 枠組みの活用も可

③防災体制の項目を追加(解説編 P12～参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④ 通難読導の項目を追加(解説編 P25~参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを用いることでよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(解説編 P40参照)

洪水子報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※ 自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資機材を追記することにより。

⑤洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(解説編 P41 参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の中断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画

に、供試時に保冷庫中で約10℃に冷却して下盤へ送る。

【問題】
第○条 この計画は、消防法第○条第○項の規定に基づき、○○○
について必要な事項を定め、次に、施設及びその施設の災害の予防及び、
被害の軽減を図ることとする。
また、本条第○条第○項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る
こととする。

(自選本館の課題と採集分限)

※この欄に「〇」で回答した項目は、この欄に記入してください。また、この欄に記入した項目は、この欄に記入してください。

項目	評価基準
経営方針	自社の経営方針を明確に示す。経営方針を執行し、経営成果を達成する。経営方針を執行し、経営成果を達成する。
経営体制	自社の経営体制を明確に示す。経営体制を執行し、経営成果を達成する。経営体制を執行し、経営成果を達成する。
経営戦略	自社の経営戦略を明確に示す。経営戦略を執行し、経営成果を達成する。経営戦略を執行し、経営成果を達成する。

=====

第②品 排水路においては、次の徴収率制をとる。

（1）重汽集团	☐ 重汽集团 ☐ 重汽集团	☐ 重汽集团 ☐ 重汽集团	☐ 重汽集团 ☐ 重汽集团
（2）一汽集团	☐ 一汽集团 ☐ 一汽集团	☐ 一汽集团 ☐ 一汽集团	☐ 一汽集团 ☐ 一汽集团
（3）东风集团	☐ 东风集团 ☐ 东风集团	☐ 东风集团 ☐ 东风集团	☐ 东风集团 ☐ 东风集团
（4）长安集团	☐ 长安集团 ☐ 长安集团	☐ 长安集团 ☐ 长安集团	☐ 长安集团 ☐ 长安集团

(流水時の遊離鉄量、
鉄の量、流水時の遊離鉄量)

「1」道徳教育—経済
—取引の場における道徳教育、道徳教育と社会生活。

② 問題①の皇親族と認めるには、皇親族の地位に就いて皇親族と認めらるる。

①材料水に溶かすの順

[illegible]

（治水対策に係る数）

	予定実施月	内容
大規模点検	10月	(1)高圧釜検査及び蒸気弁の点検に要する検査
小規模点検	10月	(2)蒸気弁の点検に要する検査
点検実施期間	10月	(3)点検実施に要する期間

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

①既存の計画に追記する方法について

（委員会の審議事項）↵

第7条 委員会の審議事項は次のとおりとする。↵

- （1）消防計画の作成及び変更↵
- （2）建築物、消防用設備等の維持管理↵
- （3）自衛消防組織（・自衛水防組織）の設置及び装備の整備↵
- （4）火災及び大規模な地震・洪水（や土砂災害）等を想定した消火、通報及び避難訓練等の防災訓練の実施↵
- （5）消防施設の改善強化↵
- （6）震災・洪水（・土砂災害）対策↵
- （7）火災予防及び震災等災害対策に関する教育↵
- （8）その他防火・防災上必要な業務↵

第4節 防災教育↵

（防災教育）↵

第21条 防火管理者は、次に定めるところにより防災教育を実施するものとする。防災教育の内容は次によるものとする。↵

- （1）防火管理機構の周知徹底↵
- （2）防火管理上の遵守事項↵
- （3）防火管理に関する従業員の各自の任務並びに責任の周知徹底↵
- （4）安全な作業に関する基本的事項↵
- （5）消防計画の周知徹底↵
- （6）震災・洪水（・土砂災害）対策に関する事項↵
- （7）その他火災予防上必要な事項↵

計画の条項に応じて必要があれば赤字部分を加える

①既存の計画に追記する方法について

第4章 洪水（・土砂災害）対策

第1節 自衛水防組織

（自衛水防組織の設置）

第49条 洪水等の災害が発生した場合における情報共有・避難誘導等について円滑かつ万全を期するため、自衛消防隊を自衛水防組織として設置し、学校長を統括管理者として別表〇のとおり任務を実施する。

第2節 洪水時の体制

（洪水時の活動）

第50条 洪水時においては、別表〇の防災体制のもと統括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

（洪水時の避難誘導）

第51条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については下記に従う。

（1）避難場所及び避難経路

ア 立ち退き避難（水平避難）を行う場合は、第44条の震災時の避難場所・避難経路に定めるとおりとする。

イ 屋内安全確保（垂直避難）を行う場合は、本施設の2階以上へ避難する。

（2）避難誘導方法

第44条の震災時の避難誘導方法に定めるとおり。

第3節 平常時の体制

（洪水対策に係る準備品）

第52条 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、別表〇のとおりであり、定期的な点検を行いその維持管理に努めるものとする。また、避難生活に必要な備品等についても配慮する。

（洪水対策に係る教育及び訓練）

第53条 施設管理者は、別表〇により防災教育及び訓練を行うものとする。

②自衛水防組織

③洪水時の防災体制

④洪水時の避難誘導

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例・・・以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(設置する場合)
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のために必要な業務の任務を記載。申なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可。

③防災体制の項目を追加(解説編 P12～参照)
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④避難誘導の項目を追加(解説編 P25～参照)
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。申なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(解説編 P40参照)
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。申 自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その不十分な資機材を追記することにより。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(解説編 P41参照)
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。申 実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

（追記例）
既存の計画は、消防計画の第1項の構成に基づき、〇〇〇について必要な事項を定め、次に、施設及びその他の災害の予知・発生・被害の軽減を図ることを目的とする。

（自衛水防の組織と任務分担）
第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として〇〇〇の施設管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

（洪水時の体制）
第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

（洪水時の避難誘導）
第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に記す。

（洪水時に備えるための施設）
第〇条 洪水時の避難に必要となる施設に加えて、洪水に備えるための施設として維持管理されるものとしてあり、定期的に点検を行う。

（洪水時に係る教育及び訓練）
第〇条 施設管理者は、次に掲げる教育及び訓練を行うものとする。

⑤避難確保のための施設

⑥洪水対応の教育・訓練

②新規で作成する場合

国交省 要配慮者利用施設

検索

◇国土交通省ホームページ内に要配慮者利用施設の浸水対策として、避難確保計画作成の手引き等が公開されている。

◇「解説編」「様式集」「記載例」の内、「様式集」が計画雛型となるので、活用してください。

◇なお、表題は浸水対策となっているが、手引き中は土砂災害の様式も記載されている。

The screenshot shows the MLIT website with the following structure:

- Header: 国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport)
- Navigation: ホーム, 国土交通省について, 報道・広報, 政策・法令・予算, 白書・オープンデータ, お問い合わせ・申請
- Section: 防災 (Disaster Preparedness)
- Sub-section: 要配慮者利用施設の浸水対策 (Flood Countermeasures for Facilities for Persons Requiring Special Consideration)
- Menu: メニュー, 自衛水防(企業防災) トップ, 地下空間の浸水対策, 要配慮者利用施設の浸水対策 (selected), 工場・事務所等の浸水対策, 災害情報普及支援室一覧
- Main Content: 要配慮者利用施設の浸水対策 (Flood Countermeasures for Facilities for Persons Requiring Special Consideration)
- Footer: 避難確保計画作成の手引き (Guidelines for Creating Evacuation Assurance Plans)

The '避難確保計画作成の手引き' page lists the following documents:

- 計画作成にあたって (PDF:74KB)
- 解説編 (PDF:9,278KB)
- 様式編 (XLSX:844KB, XLSX:848KB, XLSX:845KB) - This section is highlighted with a red box in the image.
- 記載例 (PDF:1,326KB, PDF:1,327KB, PDF:1,330KB)
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について (YouTube MLIT channel)

A yellow arrow points from the '様式編' section to the '画面スクロール' (Screen Scroll) label.

②新規で作成する場合

計画作成のひな形

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

1 ページ

【施設名： 】

年 月 作成

◇要配慮者利用施設における「避難確保計画作成の手引き」の様式編(社会福祉施設)

◇解説編・記載例を参考に必要事項を記載していくことで作成できる。

避難確保計画作成の手引き 解説編

社会福祉施設 避難確保計画

記載例

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編 第1章目次（1） 対象となる災害

【施設名： 】

年 月 作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場合は黄色の背景で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
避難水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、該当を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

②新規で作成する場合

要配慮者利用施設における「避難確保計画作成の手引き 解説編」

解説編目次

第1章 様式の作成に係る解説.....	1
はじめに.....	1
1. 1 表紙・目次.....	2
1. 2 計画の目的等（様式1）.....	9
1. 3 防災体制（様式2）.....	12
1. 4 情報収集・伝達（様式3、様式8～様式10）.....	23
1. 5 避難誘導（様式4）.....	25
1. 6 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）.....	40
1. 7 防災教育及び訓練の取組（様式7）.....	41
1. 8 対応別避難誘導一覧表（様式11）.....	42
1. 9 施設周辺の避難地図の作成方法（別紙1）.....	42
第2章 平時から理解しておくことが望ましい事項.....	47
2. 1 共通事項.....	47
2. 2 洪水に関する情報.....	51
2. 3 内水に関する情報.....	53
2. 4 高潮に関する情報.....	54
2. 5 津波に関する情報.....	55
2. 6 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）に関する情報.....	56

◇前半は、計画様式の作成支援として、避難確保計画を検討する際の視点や、検討の助けとなる参考情報が記載されている。

◇既存の計画に追記する場合に参考となる部分は、③＝1. 3防災体制・④＝1. 5避難誘導・⑤＝1. 6施設の整備・⑥＝1. 7防災教育及び訓練が該当する。

◇後半は、災害種別ごとの発表される情報の説明などが記載されているので、防災体制の検討に活用する。

【目次】避難確保計画の様式(項目)

記載例

様式編 目次

青色の書類は市町村長に提出してください。
自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

解説編 第1章1.1(3) 目次

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

市町村長への提出は不要

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

計画作成後に提出する様式

【様式1～6】

※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

提出する必要がない様式

【様式7～12】

※別添、別表1、別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

【様式1】 計画の目的・報告・適用範囲(項目1～3)

記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法 解説編 第1章1.2 計画の目的等(様式1)

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4)
施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

	平 日		休 日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼 間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜 間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

- ※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)
- ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
- ※夜間は入所部門の人数を記載
- ※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または午前 8 時の時点で、全国又は「 〇〇市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

- 暴風警報又は特別警報
- 大雨警報又は特別警報
- 洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

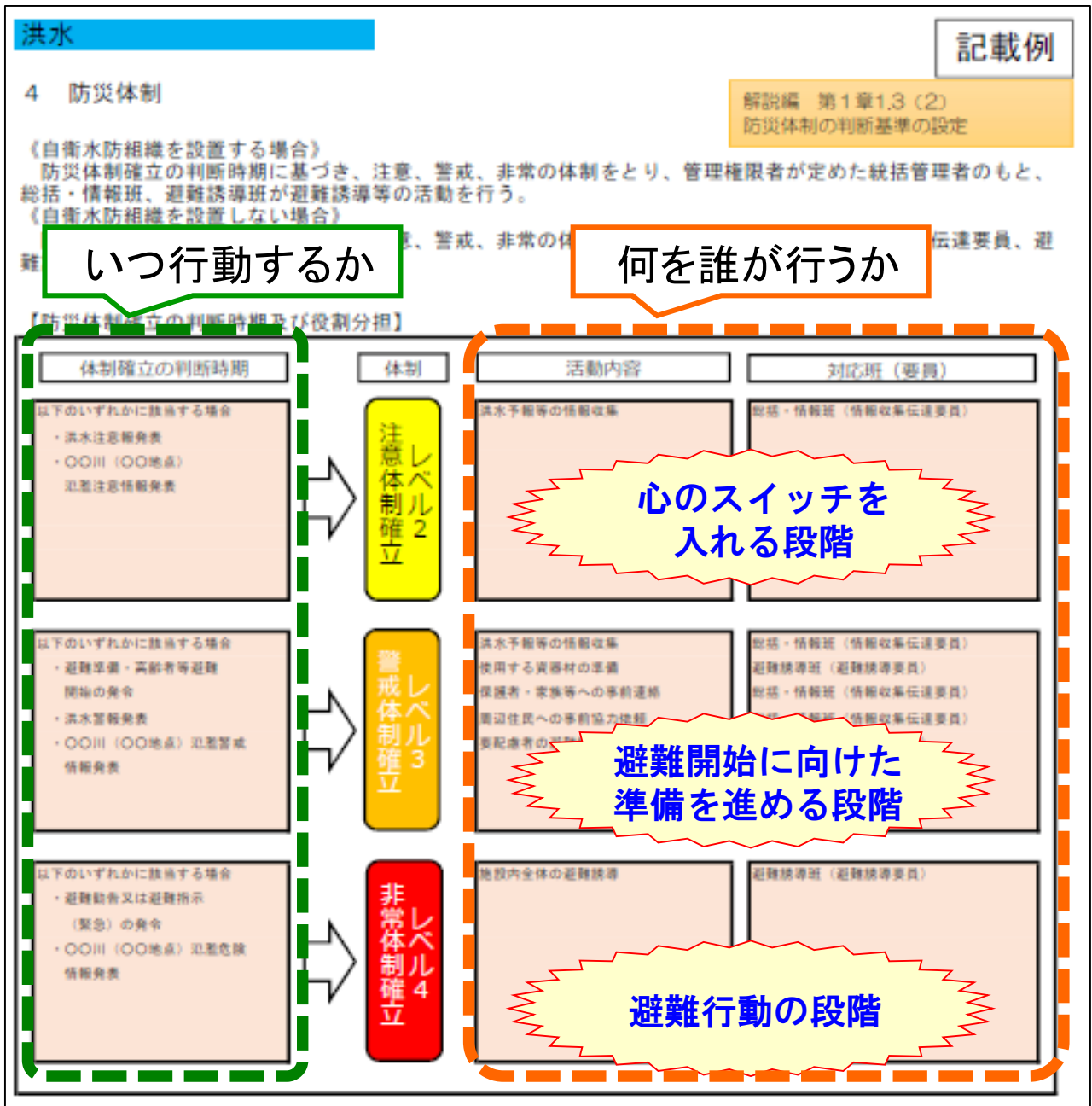
解説編 第1章1.2(5)
事前休業の判断について

①計画の目的を記入

②計画の報告

③計画の適用範囲
※大幅に変更した場合は、修正して提出

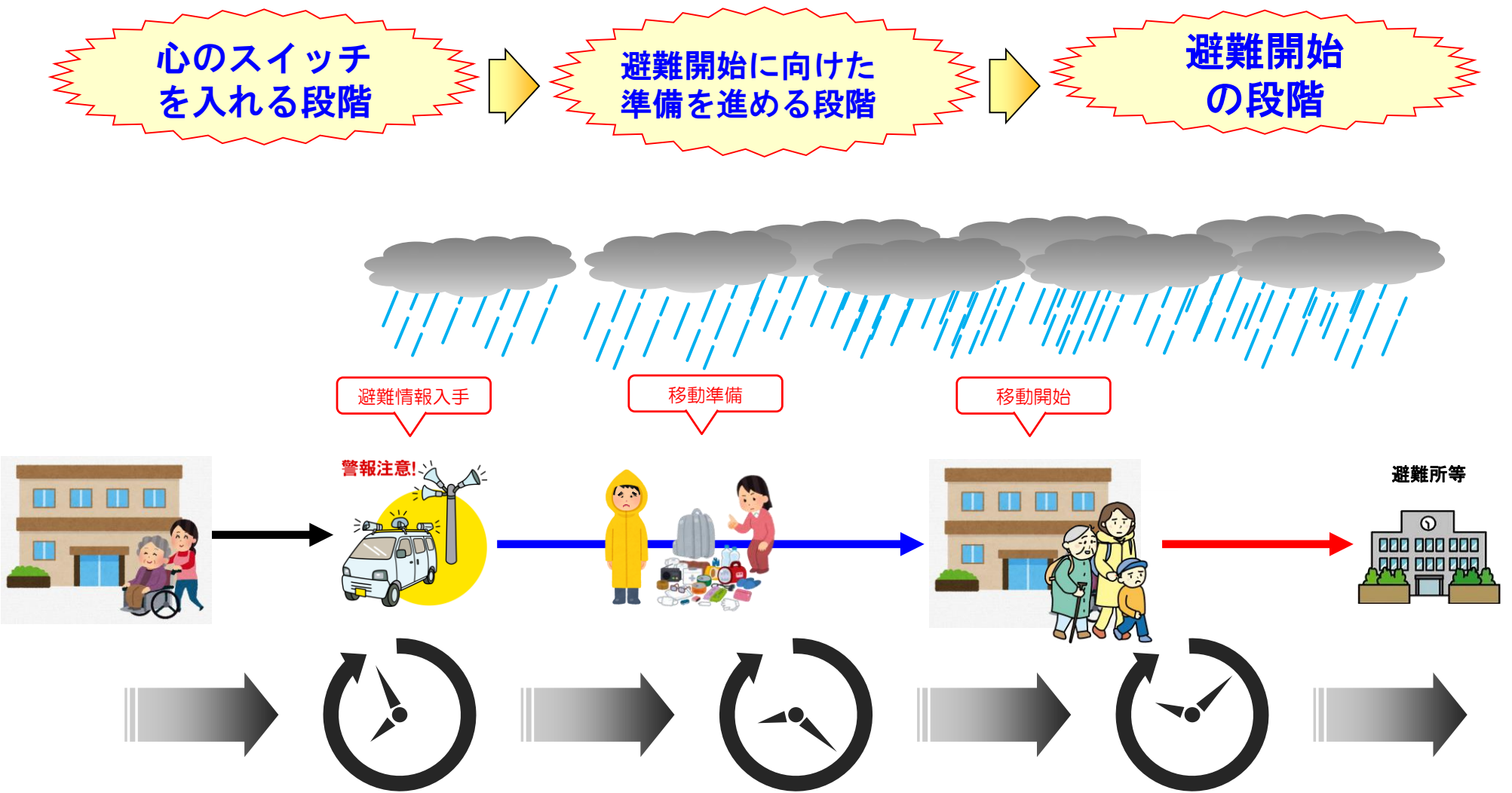
【様式2】 防災体制(項目4) 【いつ避難するか】



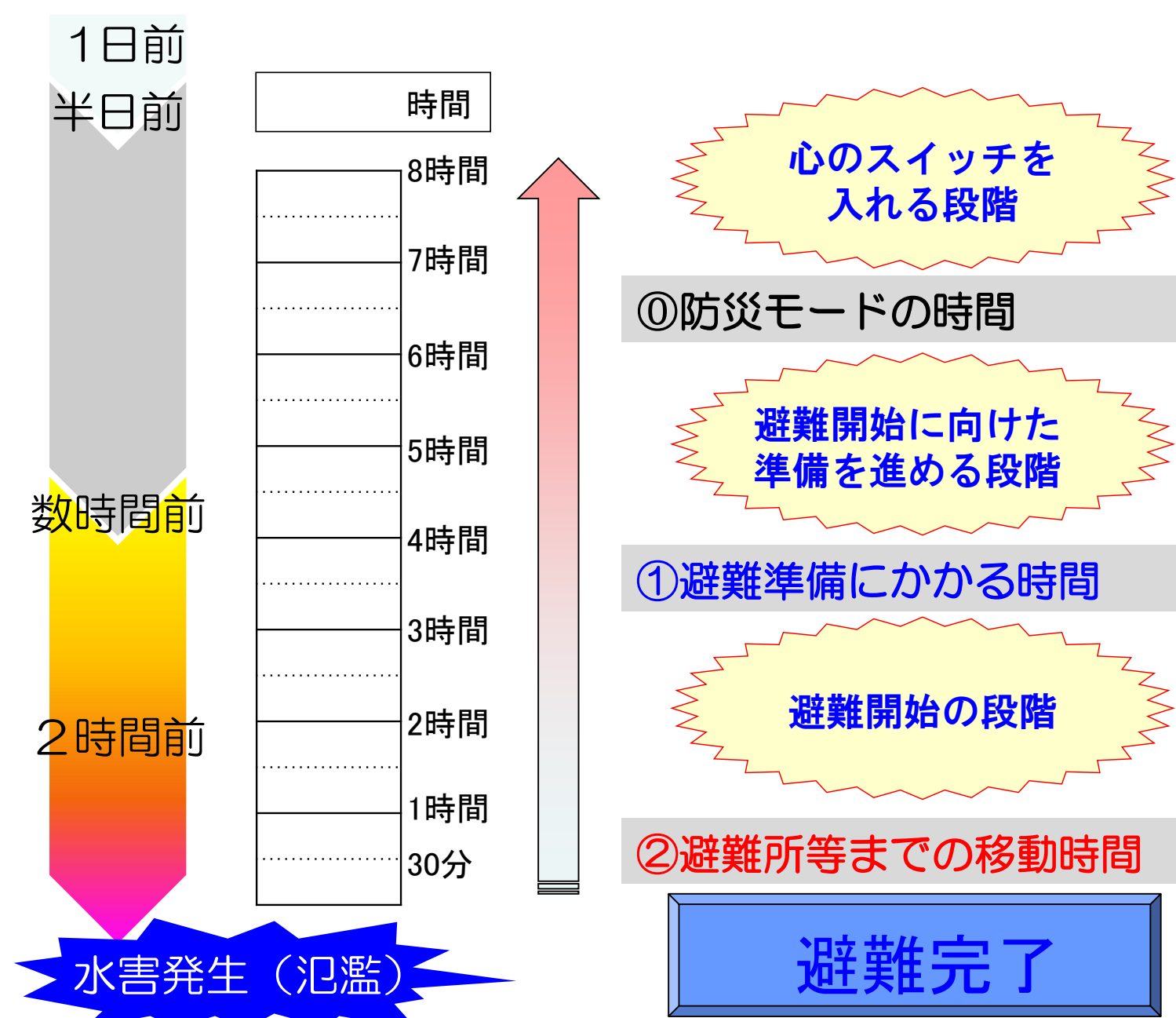
- ◇様式2の作成にあたっては、施設の立地条件等から災害種別ごとに防災体制の検討をしてください。
- ◇災害種別は
- ・洪水
 - ・内水
 - ・高潮
 - ・津波
 - ・土砂災害
- があるので、確認のうえ作成してください。
- ◇既存の計画に追記する場合は、③防災体制に該当するので、抽出して記載するなどの措置をとってください。

【参考】避難行動に繋げる防災体制の確立

- 台風等の発生後、避難先への移動が完了するまでの間に、**大きく3つの段階**がある。
- また、避難準備や移動には、**それぞれ一定の時間が必要**であることに留意。



【参考】防災体制の判断のタイミングを検討する



【様式3】 情報収集・伝達(項目5)

記載例

5 情報収集・伝達
(1) 情報収集
収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法(例)
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
	土砂災害警戒情報	ラジオ(AM〇〇〇)
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線、エリアメール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 旗 (但し、安全に配慮しう施設内から実施)
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX(
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 旗 (但し、安全に配慮しう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに乾電池、バッテリー等を備蓄する。
提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前無いか等、施設内から確認を行う。
「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

解説編 第

◇必要な情報を記載例や以下のホームページ等を参考に記入してください。

情報内容	取得機関
台風等の各種気象情報	気象庁
	高松地方気象台
河川の情報	川の防災情報
	川の水位情報
県内の防災情報	かがわ防災Webポータル
町内の情報	多度津町ホームページ
	たどつ防災MAXポータル(HP内)
停電の情報	四国電力(LINE)

【様式3】 情報収集・伝達(項目5)

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、
「**A会**（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは **A会**（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

解説編 第1章1.4 (2) 情報伝達

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

検討時のポイント！

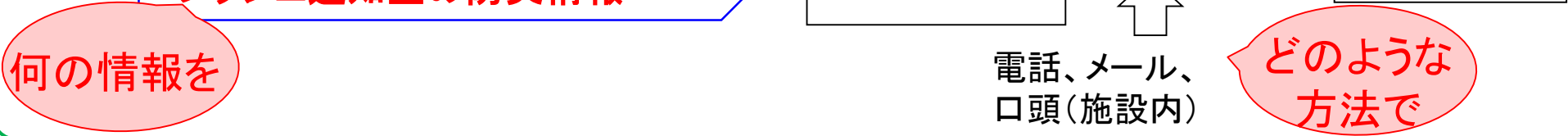
■「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決める。

情報伝達システムの例と大切な心構え

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・避難勧告等の情報
- ・避難所の開設状況 等

市からの連絡、防災行政無線、緊急速報メール等の
プッシュ通知型の防災情報

【心構え】 情報が来るのを待つのではなく **自ら収集する** ことを心がける



【様式4】避難場所(項目6)

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

記載例

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離		移動手段			
				徒歩	車両		
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000	＝	☐	☒	4	台
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000	＝	☐	☒	4	台
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000	＝	☐	☒	4	台
施設名（津波）	B神社	300	＝	☒	☒	4	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500	＝	☒	☒	4	台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離		移動手段			
				徒歩	車両		
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500	＝	☒	☒	4	台
施設名（内水）	C高校（体育館）	500	＝	☒	☒	4	台
施設名（高潮）	C高校（体育館）	500	＝	☒	☒	4	台
施設名（津波）	D小学校（校舎2階以上）	350	＝	☒	☒	4	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500	＝	☒	☒	4	台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階		移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（高潮）	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（津波）	指定無		階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2	階	エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

検討時のポイント！

■移動距離と移動手段を想定し、
「移動に必要な時間」
を考えてください。

避難先への移動手段と体制（スタッフの人数等）を検討する。

屋内安全確保の場合は、施設内の避難場所の階数や部屋の名前等を記載。

◇既存の計画に追記する場合は、④避難誘導に該当するので、抽出して記載するなどの措置をとってください。

【別紙1】避難経路図(様式4関係)

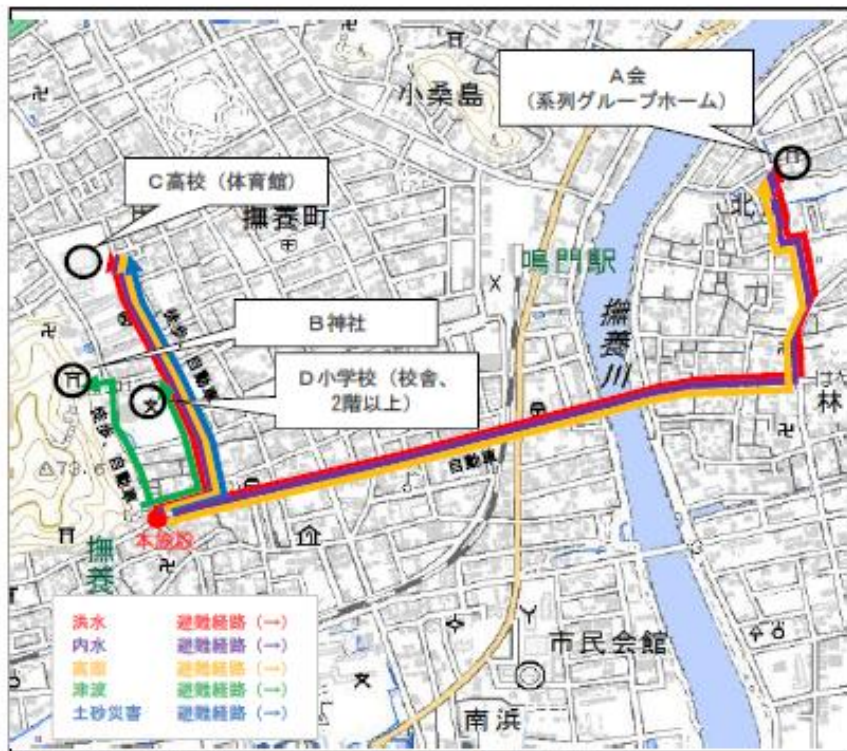
解説編 第1章1.9
施設周辺の避難地図の作成方法(別紙1)

記載例

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所1	避難場所2	
洪水	A会(系列グループホーム)	C高校(体育館)	本施設2階
内水	A会(系列グループホーム)	C高校(体育館)	本施設2階
高潮	A会(系列グループホーム)	C高校(体育館)	本施設2階
津波	B神社	D小学校(校舎2階以上)	指定無
土砂	C高校(体育館)	C高校(体育館)	本施設(斜面の反対側)2階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段(徒歩、自動車等)を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

作成のポイント！

■安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。

■必要な場合には垂直避難も検討する。

■きれいな図面として作る必要はない。

■施設の方々が、以下を共有することが大切。

○避難先と避難経路がどこか。

○避難経路上で気をつけておきたいことはないか。

【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1の作成

- 「重ねるハザードマップ」の作図機能で、自施設や避難先、避難経路を追加でき、距離計測も可能。
- 作成した地図を印刷するか、画像データとして保存し、別紙1に添付してください。

重ねるハザードマップ

例：国土地理院/36.1 140.1/36度6分16秒 140度5分5秒/54

使い方 利用規約 ホーム

選択中の情報

- 災害種別で選択
- 洪水 土砂災害 津波
- すべての情報から選択
- 全表示 全非表示 全削除
- 災害リスク情報 表示
- 洪水浸水想定区域

作図機能

作図・ファイル

- マーカー
- 線
- 多角形
- 点
- TEXT
- 図形

0 編集 削除

印刷

画面を保存

表示

ツール

◇マーカー：施設位置を設定

◇線を追加：避難経路を設定

印刷等は、「その他」ボタンから



【様式5】避難の確保を図るための施設の整備(項目7)

7 避難の確保を図るための施設の整備

解説編 第1章1.6
避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」である。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者に合わせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品

避難確保資器材一覧(例)

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、利用者)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水(1人あたり9リットル)、食料(1人あたり9食分)、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策
土のう、止水板、〇〇〇〇

土砂災害に対する避難を確保するための対策※
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン(屋外設置)、〇〇〇〇

※事前の対策

検討時のポイント！

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なものを整理する。
- ② 避難所等での 避難生活時に必要なもの(水、食料、薬など)を整理する。

<留意事項:上層避難の対応について>

◇垂直避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定される。

◇必要な物資の備蓄や、行政・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備など避難生活の長期化も考えられる。

◇既存の計画に追記する場合は、⑤施設の整備に該当するので、抽出して記載するなどの措置をとってください。

【様式5・7】 防災教育及び訓練(項目8・10)

8 防災教育及び訓練の実施

- 毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
- 毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組(様式7)

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

10 防災教育及び訓練の年間計画

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組(様式7)

記載例

実施予定月

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

施設職員への防災教育

○避難確保計画の情報共有
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承
等

4 月 1 日

利用者への防災教育

○水害、土砂災害の危険性や避難場所の確認
○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明
等

4 月 1 日

通所部門

情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達
の試行 等

8 月 1 日

保護者・家族等への引き渡し訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○連絡後、全利用者や保護者・家族等に引き渡すまでにかかる時間の計測
等

8 月 1 日

入所部門

情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達
の試行 等

8 月 1 日

施設職員の非常参集訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測 等

8 月 1 日

避難訓練

○防災体制と役割分担の確認、試行
○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 等

9 月 1 日

避難確保計画の更新

避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画を見直します。

3 月 1 日

作成の手順

○訓練内容と実施月を記入する。

①従業員と施設利用者の防災教育の日程を決める。

②防災訓練の実施日は、**出水期前**に設定する。

③訓練結果を踏まえ、計画の見直し時期を決める。

◇既存の計画に追記する場合は、**⑥防災教育・訓練**に該当する。

追記するか、消防計画上実施している教育・訓練が洪水にも対応していれば、それをもって代えることができるので、施設に応じて検討してください。

【様式6・別添】 自衛水防組織の業務に関する事項(項目9)

記載例

9 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施
②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成して情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」

自衛水防組織を設置したことを
町に報告する記述を記載

別添、別表1を活用し、組織設置を記述。

研修・訓練計画は【様式5】に
基づいて記述

<留意事項：自衛水防組織の設置について>

・施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制のこと。

・自衛水防組織の設置は努力義務だが、設置した場合は市町村への報告が必要。

・既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの組織も活用してください。

別添

記載例

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみは十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集で組織編成に努めるものとする。

権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

防組織の装備)

管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

防組織の活動)

自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

施設の実情に合わせる

【様式12・別表1・別表2】 自衛水防組織(防災体制一覧)の業務

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

15 防災体制一覧表

解説編 第1章1.3 (3)
防災体制の役割分担(活動内容と対応班、対応要員)

記載例

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)		
情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織を設置していない場合

作成の手順

①各要員の役割に適した担当者を決める。

②各要員の対応内容を決める。

<留意事項>

・ 職員の参集が予定通り進まない場合も想定する。

自衛水防組織の編成と任務

解説編 第1章1.3 (3)
防災体制の役割分担(活動内容と対応班、対応要員)

記載例

統括管理者 (施設長) (代行者 事務長)		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織を設置した場合

自衛水防組織装備品リスト

記載例

任務	装備品
総括・情報班	名簿(施設職員、利用者等)
避難誘導班	様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表(項目11)

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

11 利用者緊急連絡先一覧表

解説編 第1章1.4(3) 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

	利用者			緊急連絡先				その他
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	(緊急連絡先等)
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

作成の手順

- ①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。
- ②施設利用者の緊急連絡先となる情報(氏名、続柄、電話番号、住所)を記入する。

<留意事項>

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効。

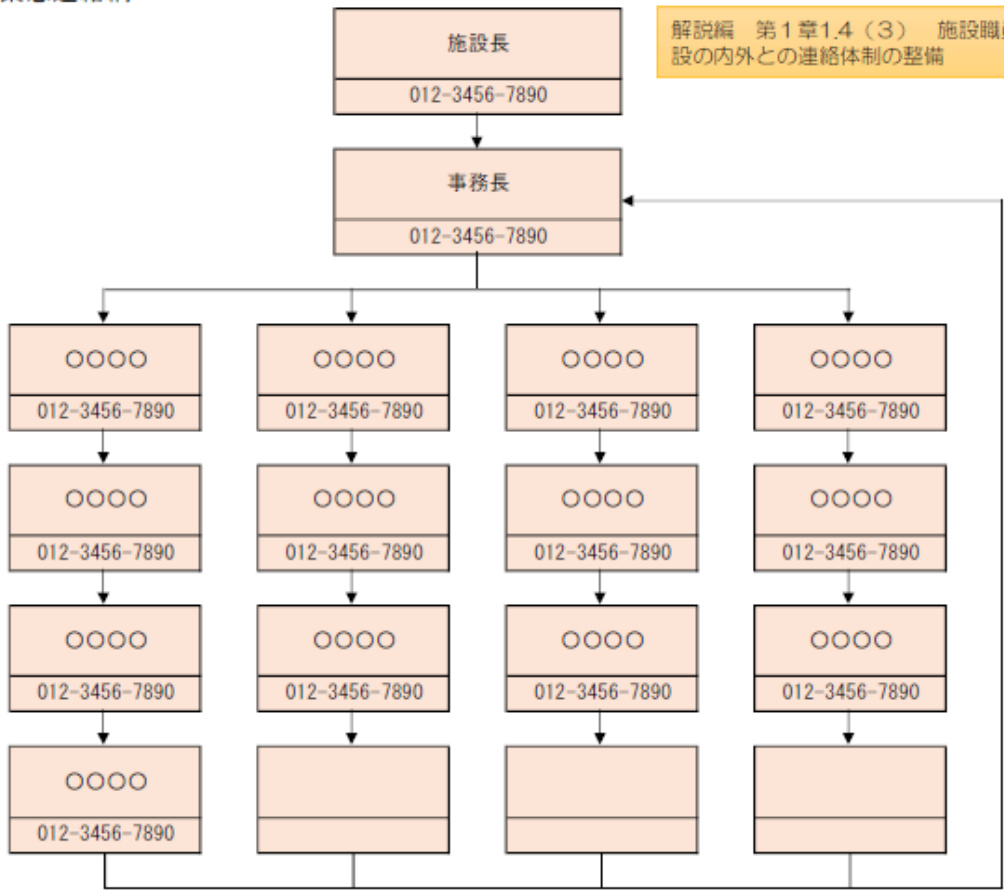
【様式9】 緊急連絡網(項目12)

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

12 緊急連絡網

解説編 第1章1.4(3) 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備



作成の手順

施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。

- <留意事項>**
- ・施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制も検討してください。
 - ・連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要。
 - ・連絡先は定期的な更新が必要。

【様式10】 外部機関等への緊急連絡先(項目13)

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先		備考	
市町村（防災担当）	012-3456-7890			
市町村（福祉担当）				
消防署				
警察署				
避難誘導等の支援者				
医療機関				
	所属	担当	連絡先	
	多度津町	総務課（防災）	0877-33-1110	
		教育課	0877-33-0700	
		健康福祉課	0877-33-1134	
		高齢者保険課	0877-33-4488	
		消防本部	0877-33-0119	
	警察	丸亀警察署	0877-22-0110	

作成の手順

必要な連絡先を適宜記入する

<留意事項>

・消防や警察、避難時の支援者や医療機関など、各施設で必要な体制・連絡先を追加して整理してください。

【様式11】 避難誘導方法(項目14)

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

14 対応別避難誘導一覧表

解説編 第1章1.8
対応別避難誘導一覧表(様式11)

記載例

氏名	連絡先	対応内容	移動手段		担当者	備考
			立ち退き避難	屋内安全確保		
〇〇〇〇	012-3456-7890	1	徒歩	階段	〇〇〇〇	要介護度1

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた移動手段を整理する。
- 誰が対応するかを決定する。
- 避難・移動に必要な時間を考える。

施設利用者			避難誘導要員
対応内容	避難場所へ移動		担当者
	☐ 単独歩行が可能な方	() 名	()
	☐ 介助が必要な方	() 名	()
	☐ 車いすを使用する方	() 名	()
	☐ スリッシャーや担架が必要な方	() 名	()
	☐ そのほか ()	() 名	()
	その他の対応		
	☐ ご自宅に帰宅する方	() 名	()
	☐ 病院に搬送する方	() 名	()
	☐ そのほか ()	() 名	()

<留意事項:移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認が必要。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要。
- ・ 浸水や停電によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効。

6. 避難確保計画の提出について

① 既存の計画に追記する場合

別添様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）
消防計画作成（変更）届出書

多度津町消防長 殿
消防 管理室
提出者 住 所
施設 名
代表者氏名
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
氏 名
氏 名

消防 管理に添った消防計画を作成（変更）したので届出します。
別添のとおり、消防 管理に添った消防計画を作成（変更）したので届出します。

消防 計画 又は 建築物その他の建築物 （変更の場合は、変更後の名称）	の所在地
消防 計画 又は 建築物その他の建築物 （変更の場合は、変更後の名称）	の名称
消防 計画 又は 建築物その他の建築物 （変更の場合は、変更後の名称）	の用途 （変更の場合は、変更後の用途）
その他必要な事項 （変更の場合は、必要な変更事項）	

出 送 付 欄
① 消防 管理
② 消防 管理
③ 消防 管理

備考
1 この用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。
2 「消防 管理」の欄書きの文字については、該当しない文字を省略で済すこと。
3 印刷の欄に記入しないこと。

消防計画届出書 × 2

多度津町消防長 殿
提出者 住 所
施設 名
代表者氏名
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
氏 名
氏 名

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成（変更）届出書（追記）

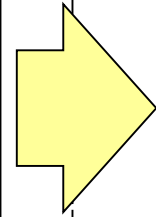
書記の内容について、本計画における要配慮者利用施設に係る避難確保計画を別添のとおり作成（変更）しますので提出します。
なお、本計画は消防計画において規定している「消防計画」に必要な項目を適切に作成したものであることを申し添えます。

記
1. 提出物
避難確保計画 1式
2. 連絡先等
・ 平素時 主担当： 副担当：
TEL： FAX： Mail：
・ 夜間・休日等

追記届出書 × 2

消防計画
〇〇施設

消防計画 × 4



【消防計画の場合】
提出先：消防本部
計画必要部数：4部
【他既存の計画の場合】
総務課へ問合せ

② 新規で作成する場合

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成（変更）届出書

多度津町消防長 殿
提出者 住 所
施設 名
代表者氏名
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
氏 名
氏 名

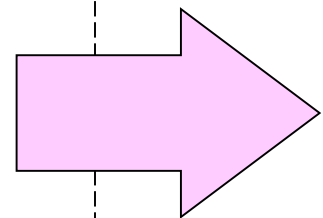
本計画における要配慮者利用施設に係る避難確保計画について、別添のとおり作成（変更）しますので提出します。

・ 提出物 避難確保計画 1式	・ 平素時 主担当： 副担当： TEL： FAX： Mail： ・ 夜間・休日等
--------------------	---

避難確保計画作成
届出書 × 3

避難確保計画
〇〇施設

避難確保計画 × 3



提出先：総務課
計画必要部数：3部

<留意事項>
・計画に沿った訓練も義務化されているので、訓練実施後は「訓練実施報告書」をご提出ください。

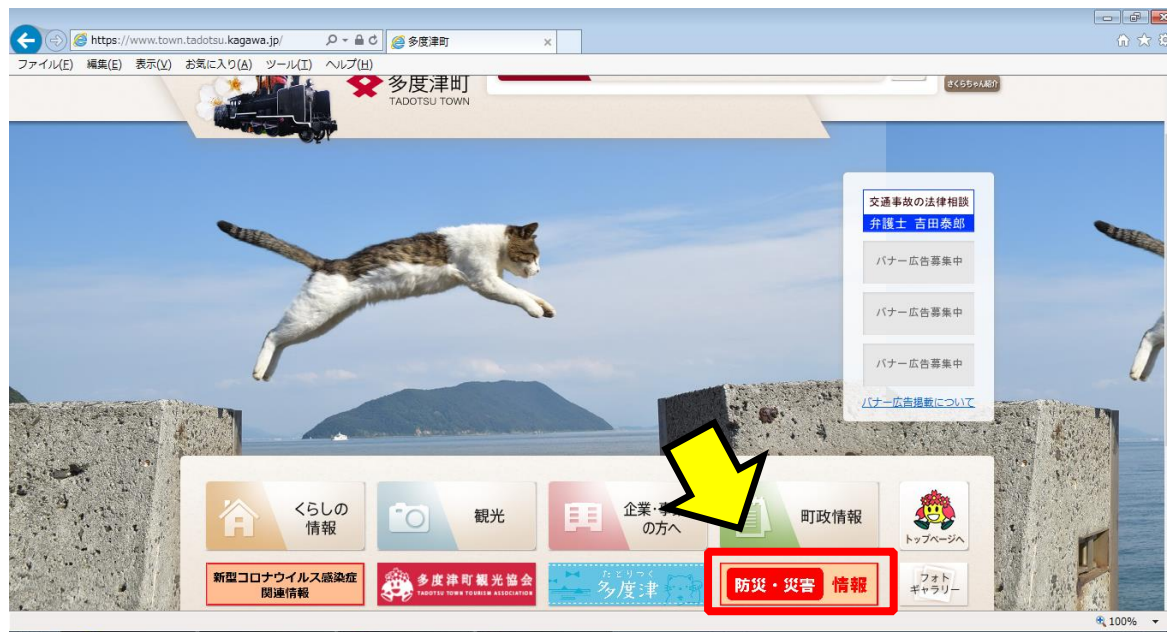
6. 避難確保計画の提出について

多度津町

検索

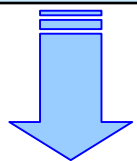
◇多度津町のホームページ内に防災情報を集めたページを設置。

◇本日の説明会資料や先ほど説明した提出様式等を明日までに掲載するので、ご活用ください。



6. 避難確保計画の提出について

説明会(11/17)



変更(作成)した**消防計画**は、**多度津町消防本部**へ
令和3年1月29日(金)までにご提出ください。

作成した**避難確保計画**は、**多度津町総務課**へ
令和3年1月29日(金)までにご提出ください。

質問窓口

【多度津町 総務課 危機管理室】 TEL:0877-33-1110